

人事労務 NEWS

亀田裕志税理士事務所

令和元年 9月1日発行

最低賃金の改定について

今年も10月より、全国の最低賃金が改定されます。東京・神奈川は1000円を超え、全国平均は901円となる見込みです。今後は全国平均1000円を目指し、毎年3%程度、最低賃金が増加していく予想です。社員の給与が最低賃金を下回っていないか確認が必要です。

①最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低を定め、**使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければなりません。

また、最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰則）が定められています。

②最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の**事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用**されます。（パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。）派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める恐れなどがあるため、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められる場合もあります。

以下に該当労働者の例を記載します。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 基礎的な技術等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (3) 軽易な業務に従事する方
- (4) 断続的労働に従事する方

③令和元年度最低賃金の改正について

各都道府県の引上げ額の目安について、労働局より通知がありました。（令和元年7月末日）

都道府県の経済実態に応じ、ABCDの4ランクに分け、Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円の増額目安です。（表1参照）

全国平均901円、引き上げ率は3.1%増加予定です。「全国平均1000円を目指す方針」が、決まっております。これからも毎年3%ほどの増加が続く見込みです。

表1.最低賃金額（令和元年度10月1日施行 目安）

	都道府県	引上額（円）	新賃金
Aランク	東京	28円	1013円
	神奈川	28円	1011円
	千葉	28円	923円
	大阪	28円	964円
	愛知	28円	926円
Bランク	茨城	27円	849円
	栃木	27円	853円
	長野	27円	848円
	静岡	27円	885円
	富山	27円	848円
C,Dランク	北海道	26円	861円
	群馬	26円	835円
	新潟	26円	829円
	青森	26円	788円
	岩手	26円	788円
	沖縄	26円	788円
	全国平均	27円	901円

※都道府県全ての記載はしていません。

④最低賃金額の実例（東京都の月給者採用の場合）

- ・東京都の最低賃金：1013円
- ・所定労働時間：8時間
- ・年間休日：105日
- ・1か月の平均所定労働時間 \div 173.3
(365日-105日 \times 8H \div 12か月)

東京都の月給者の最低額は上記の契約の場合
1013円 \times 173.3H（1か月の労働時間）=
175,553円

つまり、月給者の場合176,000円程度は、最低でも支払う必要があります。

10月より適用になりますので、この時期に今一度、給与の確認をお願い致します。
ご質問等ありましたら、是非ご相談下さい。